

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

# 福 島 県 報

## 目 次

- 告示  
○ 土壌汚染対策法により形質変更時要届出区域を指定する件 一九
- 救急病院等を定める省令により救急病院を認定した件 一九
- 土地改良区の定款の変更を認可した件五件 一九
- 保安林の指定施業要件を変更する予定である旨通知があった件十六件 一九
- 保安林の指定施業要件を変更する予定である旨通知があった件 一九
- 土地改良区の清算人が退任した旨届出があった件 二〇
- 土地改良区の役員が就退任した旨届出があった件二件 二〇

## 告 示

### 福島県告示第二百七十三号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、当該土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域を次のとおり指定する。  
令和二年四月十日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 一 指定する区域  
伊達市保原町中瀬字道下一号三十二番二及び三十二番六の各一部で次の図に示す区域
- 二 指定する区域において土壌の汚染状態が土壌溶出量基準（土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準をいう。以下同じ。）又は土壌含有量基準（同条第二項の基準をいう。以下同じ。）に適合していない特定有害物質（土壌汚染対策法第二条第一項に規定する特定有害物質をいう。以下同じ。）

### の種類

- 1 土壌溶出量基準に適合していない特定有害物質の種類  
鉛及びその化合物並びに砒素及びその化合物
  - 2 土壌含有量基準に適合していない特定有害物質の種類  
鉛及びその化合物
- （「次の図」は、省略し、その図面を福島県生活環境部環境共生総室水・大気環境課及び福島県北地方振興局県民環境部環境課に備え置いて縦覧に供する。）  
（水・大気環境課）

### 福島県告示第二百七十四号

救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項の規定により、次の病院を令和二年四月一日救急病院として認定した。  
令和二年四月十日

名称 福島県知事 内 堀 雅 雄  
所在地 南会津郡南会津町永田字風下 令和五年三月三十一日  
一四—一  
（地域医療課）

### 福島県告示第二百七十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、西郷村土地改良区から令和二年三月二十七日付けで申請のあった定款の変更について、同年四月二日認可した。  
令和二年四月十日

福島県知事 内 堀 雅 雄  
（農村計画課）

### 福島県告示第二百七十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、愛谷堰土地改良区から令和二年三月二十六日付けで申請のあった定款の変更について、同年四月二日認可した。  
令和二年四月十日

福島県知事 内 堀 雅 雄  
（農村計画課）

### 福島県告示第二百七十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、会津中央土地改良区から令和二年三月三十日付けで申請のあった定款の変更について、同年四月二日認可した。

令和二年四月十日

福島県知事 内 堀 雅 雄  
(農村計画課)

**福島県告示第二百七十八号**

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定により、安積疏水土地改良区から令和二年三月三十日付けで申請のあった定款の変更について、同年四月二日認可した。

令和二年四月十日

福島県知事 内 堀 雅 雄  
(農村計画課)

**福島県告示第二百七十九号**

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定により、棚倉町土地改良区から令和二年三月三十一日付けで申請のあった定款の変更について、同年四月二日認可した。

令和二年四月十日

福島県知事 内 堀 雅 雄  
(農村計画課)

**福島県告示第二百八十号**

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨農林水産大臣から通知があった。

令和二年四月十日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
福島市飯坂町茂庭字茂庭沢口一〇の一、一〇の三
  - 二 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
  - 三 変更後の指定施業要件
    - 1 立木の伐採の方法
      - (一) 主伐に係る伐採種は、定めない。
      - (二) 主伐として伐採をすることができる立木は、福島市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
      - (三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
    - 2 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保

全課及び福島市役所に備え置いて縦覧に供する。)

(森林保全課)

**福島県告示第二百八十一号**

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨農林水産大臣から通知があった。

令和二年四月十日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
福島市飯坂町中野字枌窪一二四の五九
  - 二 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
  - 三 変更後の指定施業要件
    - 1 立木の伐採の方法
      - (一) 主伐に係る伐採種は、定めない。
      - (二) 主伐として伐採をすることができる立木は、福島市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
      - (三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
    - 2 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び福島市役所に備え置いて縦覧に供する。)

(森林保全課)

**福島県告示第二百八十二号**

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨農林水産大臣から通知があった。

令和二年四月十日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
福島市飯坂町中野字高取一二二の一、一二二の四一、一二二の四二
- 二 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- 三 変更後の指定施業要件
  - 1 立木の伐採の方法
    - (一) 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - (二) 主伐として伐採をすることができる立木は、福島市森林整備計画で定める標準

- 伐期齢以上のものとする。
- (三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- 2 立木の伐採の限度
- 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び福島市役所に備え置いて縦覧に供する。)

(森林保全課)

**福島県告示第百八十三号**

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨農林水産大臣から通知があった。

令和二年四月十日

福島県知事 内堀 雅雄

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
福島市飯坂町湯野字音ヶ森二一、二二の一
- 二 保安林として指定された目的  
土砂の崩壊の防備
- 三 変更後の指定施業要件
  - 1 立木の伐採の方法
    - (一) 主伐は、択伐による。
    - (二) 主伐として伐採をすることができ立木は、福島市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - (三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - 2 立木の伐採の限度
  - 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び福島市役所に備え置いて縦覧に供する。)

(森林保全課)

**福島県告示第百八十四号**

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨農林水産大臣から通知があった。

令和二年四月十日

福島県知事 内堀 雅雄

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
福島市町庭坂字堰ノ内二八の五、二八の六(以上二筆国有林。)
- 二 保安林として指定された目的

水害の防備

- 三 変更後の指定施業要件
  - 1 立木の伐採の方法
    - (一) 主伐は、択伐による。
    - (二) 主伐として伐採をすることができ立木は、福島市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - (三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - 2 立木の伐採の限度
  - 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び福島市役所に備え置いて縦覧に供する。)

(森林保全課)

**福島県告示第百八十五号**

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨農林水産大臣から通知があった。

令和二年四月十日

福島県知事 内堀 雅雄

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
福島市在庭坂字先達山五三の七一
- 二 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- 三 変更後の指定施業要件
  - 1 立木の伐採の方法
    - (一) 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - (二) 主伐として伐採をすることができ立木は、福島市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - (三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - 2 立木の伐採の限度
  - 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び福島市役所に備え置いて縦覧に供する。)

(森林保全課)

**福島県告示第百八十六号**

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨農林水産大臣から通知があった。

令和二年四月十日

福島県知事 内堀 雅雄

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
福島市町庭坂字堰ノ内二八の五、二八の六(以上二筆国有林。)
- 二 保安林として指定された目的

令和二年四月十日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
福島市李平字岩下四、字大荷転二、町庭坂字中丸五の三、五の四
  - 二 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
  - 三 変更後の指定施業要件
    - 1 立木の伐採の方法
      - (一) 主伐に係る伐採種は、定めない。
      - (二) 主伐として伐採をすることができる立木は、福島市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
      - (三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
    - 2 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び福島市役所に備え置いて縦覧に供する。)

(森林保全課)

福島県告示第百八十七号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨農林水産大臣から通知があった。

令和二年四月十日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
伊達市霊山町石田字銅屋場四三の一
  - 二 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
  - 三 変更後の指定施業要件
    - 1 立木の伐採の方法
      - (一) 主伐に係る伐採種は、定めない。
      - (二) 主伐として伐採をすることができる立木は、伊達市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
      - (三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
    - 2 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び伊達市役所に備え置いて縦覧に供する。)

(森林保全課)

福島県告示第百八十八号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨農林水産大臣から通知があった。

令和二年四月十日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
伊達市霊山町山戸田字関向一、一三
  - 二 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
  - 三 変更後の指定施業要件
    - 1 立木の伐採の方法
      - (一) 主伐に係る伐採種は、定めない。
      - (二) 主伐として伐採をすることができる立木は、伊達市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
      - (三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
    - 2 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び伊達市役所に備え置いて縦覧に供する。)

(森林保全課)

福島県告示第百八十九号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨農林水産大臣から通知があった。

令和二年四月十日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
伊達市霊山町石田字高田一三二の二、一三三の二
- 二 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- 三 変更後の指定施業要件
  - 1 立木の伐採の方法
    - (一) 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - (二) 主伐として伐採をすることができる立木は、伊達市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - (三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度  
 次のとおりとする。  
 (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び伊達市役所に備え置いて縦覧に供する。)

(森林保全課)

福島県告示第百九十九号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨農林水産大臣から通知があった。  
 令和二年四月十日

福島県知事 内堀雅雄

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
 伊達市霊山町石田字金弁蔵四五、四六、八六の二、八六の一〇、八六の一、八六の一五、八六の一六

二 保安林として指定された目的  
 土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、伊達市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度  
 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び伊達市役所に備え置いて縦覧に供する。)

(森林保全課)

福島県告示第百九十一号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨農林水産大臣から通知があった。  
 令和二年四月十日

福島県知事 内堀雅雄

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
 伊達市霊山町石田字樋ノ口三二の二

二 保安林として指定された目的  
 土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、伊達市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度  
 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び伊達市役所に備え置いて縦覧に供する。)

(森林保全課)

福島県告示第百九十二号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨農林水産大臣から通知があった。  
 令和二年四月十日

福島県知事 内堀雅雄

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
 伊達市霊山町石田字牡丹沢一四の一、一四の二、一五、六六の三

二 保安林として指定された目的  
 土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、伊達市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度  
 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び伊達市役所に備え置いて縦覧に供する。)

(森林保全課)

福島県告示第百九十三号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨農林水産大臣から通知があった。  
 令和二年四月十日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
伊達市霊山町石田字橋本五三の三
  - 二 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
  - 三 変更後の指定施業要件
    - 1 立木の伐採の方法
      - (一) 主伐に係る伐採種は、定めない。
      - (二) 主伐として伐採をすることができ立木は、伊達市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
      - (三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
    - 2 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び伊達市役所に備え置いて縦覧に供する。)

(森林保全課)

福島県告示第二百九十四号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨農林水産大臣から通知があった。

令和二年四月十日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
伊達市霊山町石田字小名目沢二八の二
  - 二 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
  - 三 変更後の指定施業要件
    - 1 立木の伐採の方法
      - (一) 主伐に係る伐採種は、定めない。
      - (二) 主伐として伐採をすることができ立木は、伊達市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
      - (三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
    - 2 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び伊達市役所に備え置いて縦覧に供する。)

(森林保全課)

福島県告示第二百九十五号

- 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨農林水産大臣から通知があった。
- 令和二年四月十日
- 福島県知事 内堀雅雄
- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
伊達市霊山町石田字根古屋七二の一
  - 二 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
  - 三 変更後の指定施業要件
    - 1 立木の伐採の方法
      - (一) 主伐に係る伐採種は、定めない。
      - (二) 主伐として伐採をすることができ立木は、伊達市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
      - (三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
    - 2 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び伊達市役所に備え置いて縦覧に供する。)

(森林保全課)

福島県告示第二百九十六号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

令和二年四月十日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
福島市町庭坂字堰ノ内一七の二、一七の四、一九の二、二五の三、二六の二、二六の四、二七の二、二八の二から二八の四まで、二九の四
- 二 保安林として指定された目的  
水害の防備
- 三 変更後の指定施業要件
  - 1 立木の伐採の方法
    - (一) 主伐は、択伐による。
    - (二) 主伐として伐採をすることができ立木は、福島市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - (三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - 2 立木の伐採の限度



同	同	監事	同	同	同	同	同	理事	役別
金子	佐藤	加藤	永山	服部	加藤	渡部	金子	金子	氏名
惣一	忠孝	平喜	廣行	孝一	操	光一	久夫	久夫	
同	河沼郡会津坂下町	喜多方市慶徳町	同	同	河沼郡会津坂下町	喜多方市慶徳町	河沼郡会津坂下町	河沼郡会津坂下町	住所
同	郡同	山科字卷三三六番地	町大字長井字小山一四〇三番地二	町大字長井字横岩四六〇九番地一四四	町大字長井字横岩四六〇九番地八三	町大字長井字川前三六六二番地	町大字長井字家ノ下二三七八番地一		

(農村計画課)